

19  
～  
26 (略)

(申請)

第二十条 (略)

2 市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

3  
～  
6 (略)

(障害支援区分の認定)

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があつたときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。

19  
～  
26 (略)

(申請)

第二十条 (略)

2 市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

3  
～  
6 (略)

(障害程度区分の認定)

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があつたときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。

20  
～  
27 (略)

(申請)

第二十条 (略)

2 市町村は、前項の申請があつたときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

3  
～  
6 (略)

(障害程度区分の認定)

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があつたときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。

2 (略)

(支給要否決定等)

第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の**障害支援区分**、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

2~8 (略)

(支給決定の変更)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、**障害支援区分**の変更の認定を行うことができる。

5 第二十一條の規定は、前項の**障害支援区分**の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

2 (略)

(支給要否決定等)

第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の**障害程度区分**、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

2~8 (略)

(支給決定の変更)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、**障害程度区分**の変更の認定を行うことができる。

5 第二十一條の規定は、前項の**障害程度区分**の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

2 (略)

(支給要否決定等)

第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の**障害程度区分**、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

2~8 (略)

(支給決定の変更)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、**障害程度区分**の変更の認定を行うことができる。

5 第二十一條の規定は、前項の**障害程度区分**の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 (略)

(政令への委任)

第二十七条 この款に定めるもののほか、**障害支援区分**に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の負担及び補助)

第九十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第九十二条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条第一号、第二号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町村における**障害福祉サービス費等及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る障害者等の障害支援区分**ごとの人数、相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「**障害福祉サービス費等負担対象額**」という。）の百分の二十五

2 二 (略)

(政令への委任)

第二十七条 この款に定めるもののほか、**障害程度区分**に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の負担及び補助)

第九十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第九十二条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条第一号、第二号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町村における**障害福祉サービス費等及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る障害者等の障害程度区分**ごとの人数、相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「**障害福祉サービス費等負担対象額**」という。）の百分の二十五

2 二 (略)

(政令への委任)

第二十七条 この款に定めるもののほか、**障害程度区分**に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の負担及び補助)

第九十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第九十二条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条第一号、第二号及び第五号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町村における**障害福祉サービス費等及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る障害者等の障害程度区分**ごとの人数、相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「**障害福祉サービス費等負担対象額**」という。）の百分の二十五

2 二 (略)

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

	修 正 後	修 正 前	現 行
② ・③ (略)	<p>第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。</p> <p>② ・③ (略)</p>	<p>第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。</p> <p>② ・③ (略)</p>	<p>第二十一条の五の十七 指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。</p> <p>② ・③ (略)</p>
② ・③ (略)	<p>第二十四条の十一 指定障害児入所施設等の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児入所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。</p> <p>② ・③ (略)</p>	<p>第二十四条の十一 指定障害児入所施設等の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児入所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。</p> <p>② ・③ (略)</p>	<p>第二十四条の十一 指定障害児入所施設等の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児入所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。</p> <p>② ・③ (略)</p>

第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、

行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

②・③ (略)

第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行う

ように努めなければならない。

②・③ (略)

第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

②・③ (略)

○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

	修 正 後	修 正 前	現 行
	（支援体制の整備等）	（支援体制の整備等）	（支援体制の整備等）
第十五条の三	市町村は、 <u>知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ</u> 、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他の地域の支援給付及び地域生活支援事業その他の地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。	市町村は、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他の地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。	市町村は、この章に規定する更生援護、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他の地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。
2	（略）	（略）	（略）

○ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

（傍線部分は修正部分）

附 則	修 正 後	修 正 前
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十条及び第二十八条の規定 公布の日</p> <p>二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日</p> <p>（適切な障害支援区分の認定のための措置）</p> <p>第二条 政府は、障害支援区分（第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。）第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。次条第一項において同じ。）の認定が知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神障害者（平成二十六年改正後障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）の特性に応じて適切に行われるよう、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める区分の制定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（検討）</p> <p>第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に</p> <p>（検討）</p> <p>第二条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第八条の規定 公布の日</p> <p>二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第四条から第六条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第二十四条までの規定 平成二十六年四月一日</p>	<p>（傍線部分は修正部分）</p>

向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

## 2

(略)

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)

### 第四条 (略)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）において現に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正前障害者総合支援法」という。）第五条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、平成二十六年改正後障害者総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたものとみなされた者に係る平成二十六年改正後障

向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

## 2

(略)

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)

### 第三条 (略)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）において現に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正前障害者総合支援法」という。）第五条第十項に規定する共同生活介護に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「平成二十六年改正後障害者総合支援法」という。）第五条第十五項に規定する共同生活援助に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。

害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

**第六条 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、一部施行日以後に行われた平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請について適用し、一部施行日前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請については、なお従前の例による。**

2 平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定にかかわらず、一部施行日前に行われた平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定の効力を有する期間は、なお従前の例による。

#### 第七条～第九条 (略)

(政令への委任)

**第十条 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。**

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたもとのみなされた者に係る平成二十六年改正後障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている平成二十六年改正前障害者総合支援法第十九条第一項に規定する支給決定に係る平成二十六年改正前障害者総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

#### 第五条～第七条 (略)

(政令への委任)

**第八条 附則第三条から前条まで、第十四条及び第二十三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。**

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第十一條（略）

一〇二十七（略）

第十二条～第十六条（略）

第十条～第十四条（略）

第九条（略）

一〇二十七（略）

（激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十七条（略）

第十八条～第二十七条（略）

第十五条（略）

第十六条～第二十五条（略）

（激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改

正）

第十七条（略）

（児童手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第一  
四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条中「附則第九条第十四号及び第十条第六号」を「附  
則第十一條第十四号及び第十二条第六号」に改める。